

主に障害者総合支援法の見直しに関する保護者、当事者からの要望

1. 住いについて

- ・入所施設、グループホーム、訪問支援はいずれも利点欠点があり、どれかを否定するのではなく、本人の特性に合った選択が出来るようにしてください。
- ・行動障害があるなど、支援の難しい人を受け入れる施設が大幅に不足しています。
- ・入所施設に代わるものとして日中活動支援型のグループホームがありますが、行動障害のある人は今のままでは不十分です。利用者の状態に合った施策にしてください。
- ・親亡き後を踏まえると、知的重度障害者の休日を含めた支援が必要です。グループホームでの休日支援の整備をお願いします。
- ・一人暮らしに移行するための訓練として数年利用のグループホームが検討されていますが、誤解を生まないために、訓練目的のものにはグループホームの名称を使わないようお願いします。

2. 障害者の相談支援等について

- 相談支援専門員の資質を向上させてください。地域差があります。事業所主体でなく、子どもを含む利用者の利益が優先されるために。
親亡き後の親代わりが担える機能にはまだない。

3. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について

- 既存の第三者評価とは異なる枠組みで、簡便かつコンサルテーション機能を持ち、第三者がサービスの質を評価する「外部評価」(仮称)の導入を推進すること。

4. 支援人材の確保(質&量)

- とくに自閉症・発達障害の基本的な理解がまだまだ不十分です。報酬などの短期的施策にとどまらず、人材確保のために長期的かつ総合的な視点での取り組みをお願いします。

5. 福祉サービスであるにも関わらず、「適応訓練等」や「自立訓練」の文言が使用されている。支援現場での不適切な支援の原因にもなっています。見直していただきたい。(社保審障害中間報告 8P)

6. インクルージョンの推進は学校・地域・職場で重要であるが、インクルージョンは人の多様性を尊重することです。インクルージョンの推進が画一的な集団主義にならないよう個別配慮の周知をお願いします。(同 8,9P)

7. 企業における障害者等の雇用の促進に関して

- 障害者の雇用率制度を基本としつつ、ニューロダイバーシティ(人の多様性)を発展に活かす企業を増進させる施策をお願いします。

8. 療育手帳の在り方について
療育手帳の基本となる、知的障害の定義を国として正式に定めてください
9. 精神障害を合併した発達障害者への治療や支援、相談体制の整備をお願いします。
10. 強度行動障害について
 - ・自閉症などそのリスクが高い児者について、その発症の予防を推進してください。
 - ・目が離せないほどの状態にある場合の快復の仕組みを整備してください。
 - ・行動障害児者を支援できる事業所をさらに増やしてください。
11. 福祉増進の検討にあたっては、既存の社会・地域資源を極力有効に活用する視点も大事にしてください。(あらたな仕組みを設けることはもちろん必要だが)
12. ひきこもりや対人トラブルリスクが高い児者の支援体制を整備してください。その際、家族支援の視点も重視してください。
13. 障害者白書(内閣府)の参考資料の記載
発達障害児者の数を付記してください。(三障害の統計はそのまま)
理由:対象障害児者が多いこと、また、発達障害者支援法が存在すること。

以上